

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市飯山町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）宮池地区）を行うことについて平成26年11月5日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において平成26年11月20日から同年12月10日まで縦覧供する。

平成26年11月14日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫